年　　月　　日

市型預かり保育～わくわく！はまタイム～を利用する保護者のみなさま

**４月の利用開始までに間に合う日付を設定してください**

＊＊＊幼稚園

市型預かり保育利用開始時の提出書類について

（月48時間以上64時間未満の就労・介護・通学の場合）

次の利用要件に該当する方は、　月　　日（　）までに、就労（予定）証明書等の利用要件を満たすことを証明する書類を提出してください。

**令和５年度中に市型預かり保育を利用していた方も、必ず提出が必要です。**

【市型預かり保育における保育の必要性の利用要件】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護者の状況 | | 利用期間 |
| 月48時間以上64時間未満の範囲で  （**１週11時間10分以上**  **14時間54分未満**の範囲で  ＜ひと月＝4.3週換算＞） | 会社や自宅を問わず、働いているとき | 最長、就学前まで |
| 病人や障害者、要介護者を介護しているとき |
| 大学や職業訓練校などに通っているとき |

【注意事項】

・月64時間以上の就労・介護・通学での利用の場合は、**利用開始前に**施設等利用給付認定を受けてください。（１週14時間54分を超えるときは、月64時間以上となります。<ひと月＝4.3週換算>）

・妊娠・出産・求職中での利用の場合は、**利用開始前に**施設等利用給付認定を受けてください。

・育児休業中は市型預かり保育を利用できません。

・施設等利用給付認定の申請のために区役所に提出する書類は、念のため、**コピーをとっておいてください。**

**区名入力等、適宜修正してください。(園でとりまとめも可)**

【施設等利用給付認定について】

・施設等利用給付認定の申請・変更等は、　　区こども家庭支援課に提出してください。

**◎こんなときは、必ず園に相談してください**

・仕事を辞めたとき、変わったとき（同じ職場で契約内容が変わった場合を含む）

・産前産後休暇から育児休業に入ったとき

　・仕事で預かり保育を利用していて、産前産後休暇に入るとき　等

**施設等利用給付認定の認定区分（１号/２号）・期間・事由等に変更があった場合や、市型預かり保育を利用する保護者の状況が変わった場合は、速やかに園へお知らせください。**

※「施設等利用給付認定２号・３号の認定期間が切れていた」、「仕事が変わり月48時間未満の仕事になっていた」等が後から判明した場合、市型預かり保育の利用対象とならず、無償化の対象外となることがあります。ご不明な点等ございましたら、必ず園に相談してください。